

中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策、森林の多面的機能の向上及び、木材関連事業の活性化に寄与するため、薪等を燃料として使用する薪ストーブ及びペレットストーブ（以下「薪ストーブ等」という。）で、町内の住居又は施設に固定して設置する購入費用に対して、予算の範囲内において購入費用の一部を補助することについて、中之条町補助金に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪等とは、燃料として用意された木（枝を含む。）、木材、木材の廃材をいう。
- (2) ペレットとは、木材のおがくずに圧力を加え固めた粒状ものをいう。
- (3) 薪ストーブとは、薪等を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
- (4) ペレットストーブとは、ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者で、当該補助金の交付を3年度分受けていない者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住する個人で、適正に維持管理できる者
- (2) 町内に本店、営業所又は事業所を有する法人等で、営業時間に無人とならないスペースにおいて、適正に維持管理できる者（薪ストーブ等の流通、販売等を取扱う者を除く。）
- (3) 町税及び使用料等を完納していること。

(補助対象者の責務)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件に取り組み、町内民有林の積極的な活用に努めなければならない。

- (1) 間伐を推進し、森林環境整備のボランティア活動に参加すること。
- (2) 放置されたままの間伐材の処理、利用を行うこと。
- (3) 町が推進する木質バイオマス事業への協力を行うこと。

2 補助対象者は、設置が完了した年度の翌年度から6年以上、薪ストーブ等を使用しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、1基の購入価格が50,000円（消費税抜き）以上となる薪ストーブ等（本体価格及び煙突代に限る。）とする。

(補助金の額及び補助対象基数)

第6条 補助金の額等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の額は、中之条町に事業所登録している業者（以下「町内業者」という。）から購入又は町内業者に発注した場合は、薪ストーブ等1基につき購入価格の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）とし、その上限額を160,000円とする。ただし、中之条町に事業所登録していない業者（以下「町外業者」という。）から購入、又は町外業者に発注した場合は、町

内業者の2分の1の額とする。

(2) 1回に申請できる補助対象基数は、1者あたり1基とする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(2) 設置機種のカatalogの写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定する。

(完了届並びに補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金に係わる薪ストーブ等の設置が完了した後、速やかに完了届並びに補助金交付請求書(別記様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 設置前後の状況を明らかにする写真

(2) 領収書の写し

(3) 振り込み通帳の写し(1枚目をめくった2枚目、カタカナ表記されているところ)

(4) その他町長が必要と認める書類

(検査)

第10条 町長は、前条に定める完了届並びに補助金交付請求書の提出を受けたときは、設置の状況等について検査しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の検査に合格後速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の取消及び返還)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消し、又は、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付申請及び完了届において、虚偽の事実が認められた場合

(2) この要綱に違反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則(平成22年中之条町告示第104号)

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成29年中之条町告示第 号)

この告示は、平成29年10月27日から施行する。

中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付申請書

中之条町長 様

申 請 者

住 所

氏 名

印

電話番号

中之条町薪ストーブ等購入費補助金の交付を受けたいので、中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、補助金条件である私（自社）の町税及び使用料の納付状況について、町が調査することに同意します。

記

1 購入予定 薪ストーブ等 (メーカー、機種、製品名)	<メーカー名> <機種、製品名>
2 設置予定年月日	年 月 日
3 補助対象品の購入予定価格	円
4 申請額	円
5 設置場所	中之条町
6 薪を収集する手段	

※ 補助対象品とは、ストーブ本体と煙突の購入価格をいう。

*添付書類

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 設置機種のカタログの写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

完了届並びに補助金交付請求書

中之条町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

薪ストーブ等の設置が完了したので、中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 設置内容等

1 設置業者	名称	
	所在地	
	電話番号	
2 薪ストーブ等 (メーカー、機種、製品名)	〈メーカー名〉 〈機種、製品名〉	
3 ストーブ・煙突の価格		円
4 設置期間	年 月 日 ~	年 月 日

2. 請求金額 金 _____ 円

(ストーブ本体と煙突の価格の1/2、上限は町内業者160,000円、町外業者80,000円)

*添付書類

- (1) 設置前後の状況を明らかにする写真
- (2) 領収書の写し(ストーブ・煙突の価格が明記されている事)
- (3) 振り込み通帳の写し(1枚目をめくった2枚目、カタカナ表記されているところ)
- (4) その他町長が必要と認める書類

上記購入品の確認検査・中之条町使用欄

確認検査結果	確認検査年月日	確認検査者・職・氏名
	年 月 日	氏名 印